

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によつて、次の肥料の登録は失効した。

平成二十七年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一一七二号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	かきがら石灰
保分量（%）	アルカリ分 四六・〇
その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は住所	株式会社刀川平和農園 栃木県鹿沼市緑町三丁目九番一七号
失効年月日	平成二十七年八月一九日